

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年8月31日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 防疫等作業手当

第4条の見出し及び同条第1項中「防疫手当」を「防疫等作業手当」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(防疫等作業手当の特例)

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）のまん延の防止のため緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、4,000円以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年7月1日から適用する。

(提案理由)

人事院規則 9-129 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9-30 (特殊勤務手当) の特例) の一部を改正する規則が公布されたことを踏まえ、本市職員の特殊勤務手当の見直しを図るとともに、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。